

## 公益財団法人秋田県学校給食会情報公開規程

### (目 的)

第1条 この規程は、公益財団法人秋田県学校給食会（以下「この法人」という。）が、定款第46条の規定に基づき、その活動状況、運営内容及び財務資料等を積極的に公開するために必要な事項を定めることにより、この法人の公正で開かれた活動を推進することを目的とする。

### (法人の責務)

第2条 この法人は、この規程の解釈及び運用に当たっては、原則として、一般に情報公開することの趣旨を尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公開されることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

### (利用者の責務)

第3条 この規程によって公開される対象資料を閲覧又は謄写した者は、これによって得た情報を、この規定の目的に即して適正に使用するとともに、個人に関する権利を侵害することのないよう努めなければならない。

### (情報公開の方法)

第4条 この法人は、情報公開の対象に応じ、公告、公表、資料の事務所備え置き並びにインターネットの方法により行うものとする。

### (公 告)

第5条 この法人は、法令並びに定款の規定に従い、貸借対照表について公告を行うものとする。

2 前項の公告については、定款第48条の方法によるものとする。

### (公 表)

第6条 この法人は、法令の規定に従い、理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給の基準について公表する。これを変更した時も同様とする。

2 前項の公表については、「役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程」を次条に定める事務所備え置きの方法によるものとする。

### (資料の事務所備え置き)

第7条 この法人は、法令の規定に従い、資料の事務所備え置きを行い、正当な理由を有する者に対し、その閲覧ないしはその一部の謄写を認めるものとする。

(事務所備え置きの資料)

第8条 前条の事務所備え置きの対象とする資料は別表1に掲げるものとし、次条に規定する閲覧場所に常時備え置く。

2 別表1中、「保存期間」として備え置き期間を表示しているものについては当該備え置き期間分の資料を、備え置き期間を表示していないものについては当該最新の資料を公開する。

(閲覧場所及び閲覧日時)

第9条 この法人の事務所備え置きの対象とする資料の閲覧場所は、主たる事務所の事務局とする。

2 閲覧の日は、この法人の休日以外の日とし、閲覧の時間は、業務時間のうち午前10時から午後5時までとする。ただし、この法人は、正当な理由があるときは閲覧希望者に対し、閲覧日時を指定することができる。

(閲覧等に関する事務)

第10条 閲覧希望者から別表1に掲げる資料の閲覧等の申請があったときは、次により取り扱うものとする。

- (1) 様式1に定める閲覧(謄写)申請書に必要事項の記入を求め、提出を受ける。
- (2) 閲覧(謄写)申請書が提出されたときは、様式2に定める閲覧受付簿に必要事項を記載し、閲覧に供する。
- (3) 閲覧した者又は謄写を希望する者から謄写の請求があったときは、別表1の「謄写の可否」に従い、可とするものは実費負担を求め、これに応じる。

(インターネットによる情報公開)

第11条 この法人は、第5条ないし第7条の規定による情報公開のほか、広く一般の人々に対しインターネットによる情報公開を行うものとする。

2 前項の規定による情報公開の内容、方法等の詳細は理事長が定める。

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか、情報公開に関し必要な事項は理事長が理事会の決議を経てこれを定める。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

## 附 則

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

## 附 則

この規程は、平成30年6月5日から施行する。

別表 1

対象資料等の名称	閲覧対象者	保存期間	謄写の可否
1 定款	特定なし		可 (有料)
2 事業計画書及び予算に関する書類	特定なし	当該年度 末日まで	不可
3 計算書類等 (各事業年度の計算書類・事業報告書・附属明細書) 監査報告書	特定なし	5年	可 (有料)
4 (1) 財産目録 (2) 評議員名簿及び役員名簿 (評議員以外の閲覧者に対しては住所を除外) (3) 役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程 (4) 運営組織・事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記した書類	特定なし	5年	不可
5 特定費用準備資金等の積立限度額及びその算定根拠等	特定なし		不可
6 評議員会議事録	評議員・債権者	10年	可 (有料)
7 理事会議事録	評議員・(裁判所の許可を得た) 債権者	10年	可 (有料)
8 会計帳簿	評議員	10年	可 (有料)

様式 1

閲覧（謄写）申請書

公益財団法人秋田県学校給食会  
理事長 様

申請年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

申請者 \_\_\_\_\_

申請者住所 〒 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

私（申請者）は、下記の閲覧（謄写）目的に従って閲覧対象資料から得た情報を、その目的に即して適正に使用するとともに、その情報によって個人に関する権利を侵害することのないよう誓います。

閲覧（謄写）の目的

閲覧対象資料（該当するものを○で囲んでください。）

- 1 定款
- 2 事業計画書及び予算に関する書類
- 3 計算書類等（各事業年度の計算書類・事業報告書・附属明細書）
- 4 監査報告書
- 5 財産目録
- 6 評議員名簿及び役員名簿
- 7 役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程
- 8 運営組織・事業活動の状況及び重要数値を記した書類
- 9 特定費用準備資金等の積立限度額及びその算定根拠等
- 10 評議員会議事録
- 11 理事会議事録
- 12 会計帳簿

